

□各業界の業務概要（特に特殊技術・技能を必要とする業務の有無・内容、必要不可欠な委託事業者等との関係など）

福祉サービスの基本的理念（社会福祉法第3条）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

介護福祉士

介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（「喀痰吸引等」を含む）を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（「介護等」）を業とする者をいう（「社会福祉士及び介護福祉士法第二条第2項」）

□各業界のBCP策定状況（業界ガイドライン、代表的各社の策定状況など）

福祉施設における新型インフルエンザ対策の手引き（平成21年12月）

□現在策定しているBCPの前提条件（流行期間、職員の欠勤率の想定など）

- ・ 職員本人の罹患や家族の罹患によって、職員の40%程度が欠勤する。
- ・ 全人口（≒在宅サービス利用者）の約25%が罹患する。
- ・ 流行が各地域で約8週間続く。
- ・ 高齢者の生活そのものを支えている事業であり、できる限り継続することが基本。
- ・ 在宅サービスを縮小、停止する場合、入所サービスをはじめとする他のサービスで代替（フォローアップ）することが不可欠となる。

□事業継続に向けて実施している主な社内対策

（例：介護老人福祉施設の運営基準 第27条衛生管理等）

第2項 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。（平成18年厚労告268）

- ・ 独自の取り組みとして、職員や家族等の来訪者が事業所内に立ち入る際の手洗い、うがいの徹底や業務手順に即したマスクや防護服の着用及び生活環境の消毒徹底の標準化。

【特別養護老人ホーム(入所施設)】事業継続計画概要(優先業務)

※各業界の標準例、代表的な個社の例、いずれでも結構です。ページを増やしても結構です。

□優先業務の考え方:

- ・ 介護保険法及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の定め(=最低基準)を遵守することを最低限守るべき業務レベルとする。
- ・ その上で、利用者の生命維持に重大・緊急の影響がないと考えられる業務(例、入浴、レクリエーション、機能訓練)については状況に即して斟酌する。
- ・ 通所・訪問系サービスの提供状況によって優先業務の濃淡と従業員数変動する。

優先業務 (または必要不可欠な有資格者の業務)	業務内容 (新型インフルエンザ対策との関連を含めて記載してください)	従業員数 (全従業員に占める割合)	そのうち代替不可能な従業員の割合
1.健康管理及び療養上の世話 (運営基準第1条の2、第18条他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護職員、特定の介護職員による利用者の痰の吸引、胃ろうに等よる経管栄養の実施。 ・ 糖尿病を有する要介護高齢者に対するインシュリン注射 ・ 利用者の服薬管理、健康管理及び急変時の対応 	13.1%	100% (有資格者のため)
2.調理(食事の提供) (運営基準第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営基準では、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に(適温で)、かつ、可能な限り離床して食堂で摂ることを支援しなければならない、と規定。 ・ 通常食のほか、利用者の状態に即した介護食(きざみ食、アレルギー対応食など)の提供が必要となる。 ・ 職員の状況等によって保存食の活用による対応等も想定する。 	13.1%	100% (業務委託していない場合)
3.食事、排泄、入浴等の介護 (運営基準第13条～18条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。 ・ 1日3回の食事介護に加え、入浴又は清拭は1週間に2回以上、排せつの自立に必要な援助、おむつの適切な取り替え、褥瘡予防の体制整備、離床・着替え・整容 ⇒ 最低基準を下回ることなく可能な限り発災前水準を維持 	63.9%	100%
4.清掃、環境整備(消毒) (運営基準第27条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の使用する食器その他の設備等について衛生的な管理に努め、又は衛生上の措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ・ 介護職員、看護職員がそれぞれの業務に付随して清掃、消毒(手すりや、ドアノブ、トイレなど)などを都度施している(業務基準)。 	(上記を含む)%	—%

【特別養護老人ホーム(入所施設)】事業継続計画概要(縮小業務)

※各業界の標準例、代表的な個社の例、いずれでも結構です。ページを増やしても結構です。

□縮小業務の考え方:

- ・ 介護サービス実績管理、介護報酬請求業務といった事務・管理業務(間接業務)は縮小する。
- ・ 利用者の生命維持に重大・緊急の影響がないと考えられる業務(例、入浴、レクリエーション、機能訓練)については状況に即して回数を減らす等の対応。
- ・ 付設する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による影響の受け皿とする。)

縮小業務	業務内容	従業員数 (全従業員に占める割合)
1.施設管理部門における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス実績管理、介護報酬請求業務 ・ 研修、教育、各種委員会活動 など 	1.6%
2.社会生活上の便宜の提供等 (運営基準第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のレクリエーション、利用者に代わって行う行政機関等に対する手続き、利用者とその家族の交流等の機会確保、利用者の外出の機会確保、などの一部(実施回数の制限) 	(前出職員の業務の一部) %
3.機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を営むに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練の一部(実施回数の制限) 	(前出職員の業務の一部) %
4.短期入所事業(ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付設する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を縮小・休止し、在宅事業(訪問介護・通所介護)の抑制に伴い、在宅での生活が困難になったサービス利用者を受け入れる。 	(前出職員の業務の一部) %

【訪問介護事業所】事業継続計画概要（優先業務）

□優先業務の考え方：

- ・ 認知症や(日中)独居要介護高齢者といった生命維持のためには訪問介護サービスを欠かすことのできない利用者に対して必要量を維持して継続する。
- ・ 短期入所(ショートステイ)や通所介護事業(デイサービス)の抑制・休止により、在宅での生活が困難になる利用者への訪問介護での援助を行う。

優先業務 (または必要不可欠な有資格者の業務)	業務内容 (新型インフルエンザ対策との関連を含めて記載してください)	従業員数 (全従業員に占める割合)	そのうち代替不可能な従業員の割合
1.利用者の状態変化の把握、 訪問介護計画の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者(介護福祉士等、厚生労働大臣が定める者)が行うサービス利用の申込みに係る調整、利用者の状態の変化の把握、サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者(ケアマネ業務)等との連携確保、といった業務はインフルエンザまん延期において重要になる。 	11.1%	100% (有資格者のため)
2.訪問介護サービスが欠かせない利用者へのサービス継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用者のうち、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者(日中のみの方を含む)は、訪問介護サービス(と通所介護サービスとの組み合わせ)がなければ生活を維持していけない。そのため、要介護度にかかわらず、訪問介護サービスを欠かすことのできない利用者(約30%)を対象を絞ってサービスを継続する。 	100%	100% (有資格者のため)
3.短期入所(ショートステイ)、通所介護(デイサービス)の抑制等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前出のとおり短期入所事業の抑制や、通所介護事業(デイサービス)の休止等を行った場合、一時的に在宅での生活が困難になる利用者が発生する。 ・ 本表1、4に掲げる業務継続を前提として、事業再開が図られるまでの間、そうした方がたに訪問介護サービスを提供することで日常生活を維持する。 	(上記を含む)%	—%
●居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護事業等のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望を勘案し、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが確保されるよう事業者との連絡調整、その他の便宜の供与を行う。 ・ 業務には「介護支援専門員」(ケアマネジャー)があたる。 	100%	100% (有資格者のため)

【訪問介護事業所】事業継続計画概要（縮小業務）

※各業界の標準例、代表的な個社の例、いずれでも結構です。ページを増やしても結構です。

□縮小業務の考え方：

- ・ 外出制限の措置等が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者に対するサービスを縮小する。
- ・ 利用者の生命維持に重大・緊急の影響がないと考えられる援助の一部を状況に即して抑制する。

縮小業務	業務内容	従業員数 (全従業員に占める割合)
1.家族による介護が可能となった利用者への訪問介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの流行により外出制限の措置等が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者への訪問介護サービスを縮小（訪問回数の抑制）を行う。 	(前出職員の業務の一部)%
2.生命維持に重大・緊急の影響がない訪問介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活援助」のうち、環境整備、掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理。被服の補修といったサービスについて、状況に即して当該利用者への提供を縮小する。 	(前出職員の業務の一部)%
3.施設入所でサービスを確保し、訪問介護サービスを縮小する	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス必要量に対して、訪問介護員が足りない場合、頻回にわたる訪問が必要であるなどのサービス利用者については、一時的に、特養に入所していただいて支援を継続する。 	(前出特養職員での対応)%
4.事業所管理部門における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス実績管理、介護報酬請求業務 ・ 研修、教育、各種委員会活動 など 	(前出特養職員での対応)%

【通所介護事業所】事業継続計画概要（優先業務）

※各業界の標準例、代表的な個社の例、いずれでも結構です。ページを増やしても結構です。

□優先業務の考え方：

- ・ 認知症や(日中)独居要介護高齢者といった生命維持のためには通所介護サービスを欠かすことのできない利用者に対して必要量を維持して継続する。

優先業務 (または必要不可欠な有資格者の業務)	業務内容 (新型インフルエンザ対策との関連を含めて記載してください)	従業員数 (全従業員に占める割合)	そのうち代替不可能な従業員の割合
1.通所介護サービスが欠かせない利用者へのサービス継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用者のうち、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者(日中のみの方を含む)は、通所介護サービス(と訪問介護サービスとの組み合わせ)によって生活を維持している。そのため、要介護度にかかわらず、通所介護サービスを欠かすことのできない利用者(約30%)を対象を絞って通所サービスを継続する。 	82.6%	%
2.送迎業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護サービスの継続は、送迎業務の継続が前提となる。 	13%	100% (保有免許による)
●居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業等のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望を勘案し、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが確保されるよう事業者との連絡調整、その他の便宜の供与を行う。 ・ 業務には「介護支援専門員」(ケアマネジャー)があたる。 	(前出職員で対応)%	—%
		%	%

【通所介護事業所】事業継続計画概要（縮小業務）

※各業界の標準例、代表的な個社の例、いずれでも結構です。ページを増やしても結構です。

□縮小業務の考え方：

- ・ 外出制限等の措置が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者に対するサービスを縮小する。
- ・ 感染拡大防止の観点から事業を休止する。（入所サービス、訪問介護サービスの継続を優先。）

縮小業務	業務内容	従業員数 (全従業員に占める割合)
1. 家族による介護が可能となった利用者への通所介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの流行により外出制限の措置等が講じられた結果、家族による介護が可能となった利用者への通所介護サービスを縮小する。 	(前出職員の業務の一部) %
2. 事業所管理部門における業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス実績管理、介護報酬請求業務 ・ 研修、教育、各種委員会活動 など 	(前出特養職員での対応) %
3.		%
4.		%